天下義侠[illegible]　十五

十五
十六

へ13
2653
8

白木屋

義経見聞録巻之十五 十六

一 東條長門の守片桐且元を訪ね事
并 片桐且元か敵之寓居へ吟味之事

一 片桐且元大野か意小刀の事
并 行々及大坂且元不開之事

一 片桐市正心静待之事
并 為監成刑試合之事

2663 10-8

義経勲功記巻之十五

木村長門守重成片桐市正を疑ふ事

并片桐市正且元仁心厚く思慮深き事

去程に木村長門守重成ハ渡辺幸右衛門か許に入て此
相ちかき時ハより年来あり市附て執権の職を
をいたさんとて依長門渡辺甲九郎へ云含て庭中の

事なれハ長門守宗也おゐて自身ハ切にさはぎ文千綱参に
内談にかゝりて本多長門守も上せりと申ければ
阿部豊後守ハつゝしんで承りけるに然もの
事にて見て門を部ゆき通して三里成ゆかハ極来せん
と思ひ更に文千綱か申て夜中内談と八伍書ヶ防
然るとれハ長門守聞て屋敷の千綱ハ此事ヶ
今日来し党城し云ふもちゐて玉方浪人かを申
ニ付也極まてニ侍せさ西先割退かりし拾子也

愛ハ元浮田中納言秀家の浪人のものゝ内の似たる
れハ先つちの所へにげ隠れハ当所ニ住として屋らく
て家ゆ物所ハ何事も委仕りれなハ来ゞ見え候と申
る内々出売城代を呼ての中の若ハ人屋隠さる
ゆく大坂ニ居て浪士しやはハ来れ中の縁
家来へのこゝろを尽し以て兆来兆る西せひく三
これがたを腰たしけれハたちなるて討殺しいさく死
骸を元中流し事ハ公儀同断し御仕置たと

源氏の五十四帖の本文を附て見渡す故吟味して
異説を正し註を作らずんば予か死後定まる後々
まで迷乱ならし凡そ頃吟味なれんか先人の五巻
考出せしまゝに予細を記し吟味の二十日中に吟味の後を
いまだ成ましと思ひけれ共門弟子共にして家の事を論して
ある人に問けるほどにして此人ハ家集を一覧して菅原門
の流と名乗れハ其人々に披露勘ふハ世下
さまざまと云雑の紅も又これ彼これ深く後に聞及して

仔細の屋敷を借りしかハ菅門の弟子是を招て其業を読れ
仔細ある人をこそ其道の宗匠を崇て其の紀行しも定家
にて書写しよりて其所々の作を考勘例の本文を論じ
まで是を読れ其事を要細に述之されハ仔細も多段
に而も人々深く閑を知らしむる方民にて
猶れなる旅人を得て云ふる源氏物語の人
六帖とも又人なれハ定家ハ旅して利発にて
吟味いまた其つまれ其世の中をさらし歌附

ねさせてくれんと大極中よさゝへ老ろうかうハ宗運遂ほまされハ
さぞと中一事れハ無人所を要まほり有し組を
任公之運聞えれともとりうきてらふし抱えんと右
事行桐主て寝下をおふ附年前をよ云よ去味
役履も事行り無人之者貞ハ浴しをゝて体置せよして
中議之故年きを味て附年行ゆへきし忌を関係(カン)之
みえて以出乃来をいる属しと中をへ平射と酒去ん
をも但し不得て右ハれ無有條之使者附年行相よる

部と中一大事り増圓寺(いとこ)門亞之り近をのれりて後中の熱将とか
の私行事なられと不迷候を修子乃年をし乗れハ行桐豆
花経寝中之耳かいは若労うを遂 信し中寝るあり極
先祖の主君なれハ 正月十一日無理も行ゆて申へし行へをし中年ハ分存
中日搦復門之遂をて積死のあ抱役務あ之し
自行そ死ね中國も年行七増圓寺門吋て當考之旅て
をさ十行何としか中まぬを美まして死骸立り
しとてら仮名小御とて人揺役をてたゝ見て行兆人
し。

乞食にして姿をかへて数年の刀蔵(さげ)みたり大節をき敷
害しを以て程なりしに此是を以て折役ありし
事に着し其上会所れは是非此子に似事の者迄
其身に行程手細にて参りしや上得其所れ浅間沢迄
今中の内は善所れは死骸打刃もれて行状に仕迄見
刀を携へ深ふとし由之介人斬りて平打ちを取る主業
に在しか刀をさし出し由之人浪人に召し並へ候と
見へし天晴しき名代の事の由を持参座し

[illegible]の身に切先四五寸ほどに血にそみたりて一目役
に納め候由人に抜き打ちにきりかれは此の分にかり別の
書置にて手に取り此の蔵に納め名に添刀にて立ちなり
其死骸は首様にゆかりもの也かんと得ても其の首は
二つに分けて此の所より切りにた仕掛事を着る
人々存知に各寄らし参りにて仰有るしにて
謹て[illegible]其者にて此と申しましけて何
平野屋は此程に深くして見たとへるに死骸に遣へ

なりし此に依て上元閏虚の日に三年の事を附て
明候なりし行年記相也よって大悪にて見れども勤し人和乃
役人是を大将作の定用を御定としても何事ても立入今元
改し家と成りければ閏虚の日に至て年に依
これて身を帰し進みを可生年の所請りなし刀を抜
也し真に見えし所也と来り姓名身は時刻に付
早 附らし自ら割よりも閏虚の日に当るを附てを庫
くれるを乃べ待しけるを見るに依ては閏虚の中也

如何代々の業也とも見れば宣成と説たりに
如何も也乃力而持て方先を見れば御屋
家運を勤めりと方法を以て是を明らかにして
乱を治る所也と事に年をどもすれ極を見
前後に而の見元中に成力に事なし見たる
挑人と云ふ和尚来て成せは我一来て
家に方々行所なれども也新に通り此也
しての何をかれば閏虚の事に是を撰りて行

まかし梅は比良乃山川をへ出ぬる夜に紀行の好む所
蔵するを云ふ此ノ生にて蔵めしむるは珍らしき所为で
此を人吟味をよせて歌をよしめんとなり
其れ以来剣しそ吏用人に出世を好むる也其中
たり衣服は従来を改し足を乱さず出きるに之衣
新以是を討れ於切に其身を何れも士分を好
もし其才を尾乃種に与へ世に其限り何事内なれど
歌実を書を手もし後世に誉を示す事とをぞ書きん

されば近くは紀貫之父上の門人に出世を望む事
屋し是をも力を流れ吟味を術を尽くしたまへる事に
ありけれは是等が如くに夜半にまかせ相撲しし
足下は諸士乃用人を親しむを先に十年余れば
其中に在し歌を学べる者あるに其内の如
而守てられたる人の如し此の人をも世に出さんとて
保む其歌を学び歌道に志ある人を見出し
柳下を尊び人を相手にて歌を学ばせんと思はれば

須臾の中に右馬頭一家ハ父を始て立退之時ハ年ニ毛
まて出陣し中々にと云て子ハ白昼安芸鏡御伝にタスツシ
云隠きりして争ふ一言もなくて是ハ当時ハ尭舎とて
元ハ中宮之ソて名を残ソ去居しと働りしかハ図
天御門是を晴て手足を打ていよく壱れしして
天人身添ひし利は城内之野辺にて此身を衛将
為政と中務卿ハ身ハ川ハしく乃道とハ未遠
す々隠御に逃了なりとて今之人是を秘蔵
自らこそ又情之右近之舎兄部を申しておん物をなすり
かならぬ是なかりを時も行く人こそ居ハ何事こそ
此を捨こそ候よなつて我弟も見えて割しけりと覚え
たまへる前殿れたりとても見えたり子歌所之上申兄
定也結合此孫之兵も成ていまむ徳へし要綱
に宣君就して隠中ニ帰剃之於付後へ忘せいて八
まさしいうれ左すれきれ八年右馬頭之降せる置宮り
政歴を採方に政は当然を以て二十成之為に政を

ゑしまら子を行とおもへ共ひに拙やせて此事を仕損
べし此上ハ秀頼公を安全にして時節を待給ふべし
中々御陣江ハ子供しても行ふ抔方に他事
何者か片桐ハ御所のこゝろと共中に於て且元関東へ内通
申て大野か方へ其後信長為家康公より又ハ大坂へ
これを聞て御迎に於中々難き事也且元ハ陰謀露顕して
数乃宮乃名を乞何事にて其事ハ大野治長ハ関東に討
而悔等共に大野治長等片桐且元遠退
しから

片桐大野か事よりおこる事
并 信長為退片桐ハ月見へし事

片桐市正且元ハ豊臣家乃宿老なれともさされと関東
之風をあふきし處にて末頼さまをはしめとく疑しく思ひて
実ありし故事ありて是に御悲なく退去なし
て要は大野修理亮治長乃定めに於と申
申し其頃ハ治長到底かせに片

桐且元何卒御身なんとぞ家康公へ内通して
既て両御所へ申上ヶ請しと申れハ片桐曰ク今日ハ治用
ありし秀頼公の御為なれハ御うつ殺せんとこそ存まへ
若申たり候てもさしまもゆしまて家来ニ
乃ち年寄共ニおゐてハ迚も殺すまし今
ハ只ここよ且元申れハ御沢もてなしつついかゞ
せぬし秋様をも後藤且ハ前にもおそ擬来
申せしにとかく其中にも申れハ治長殿案しの

家康公の存分よりてなしの申ニ付其段ハ候なれハ
早速を申付候て思んを治長元へ追返るを
然るにゆえさまざまとしてもてなしあくまで死する者共ニ殺
居めくりて且元を殺すへしと何とぞ申入して見
出し物成候し事共ありて候ニ忠ある者共行を
大野ハ内へ立下ニ所にて申合すハ今ニ御知行
申すとも其所聞候迄も抱しれしや陰御ニ置
ハ弁なるよし打捨候て且元ハ早々城を出ぬと云

秘事也されハ此抜を抱きて八ツ方座敷
に其事を立て申し其術を得し後ハ能
成就なりて千里の外をも握るに切者
ありと云へる秘書開き先人の書にも口傳に云ふ
於いて此事ハ是に其所ハ至て必ず其心して
云へるにて悠々と至て記せし者ハ其之事と
申し伝へたり當時其事を其云ふ心術を以て陰
術を能く其道を得ハ其心の外に出す事なかれ

ならし名人を指南を請けて是を先生と定めて其陰
行秘義を皆悉く伝授せよ中々是を有事に於いて
申されし事ハ凡そ野州長吉を以て師匠とし丹
後を守て熟読して心に暗記し其意を堅
能く其事を得て人の為に身を保つて能く
得る也其ハ入人を知らしむ事を得て心に
如何なる陰術を学ぶ是を以て一人にて八方を悟る也
常にそれ其師範に就きて陰術を学ぶべし

此道ハまでも光然ら俳諧ゆるんと云也 これたりしま
俳諧ても行川以来事に来る之月目出度是よ
云べからずと侍る事を以て追従しめて俳諧為連を
呼知し是其元来秘蔵ニ成就年俳諧為連歌と申
者まで俳諧と言人文為連を相当之は俳諧
ハ歓楽所相当句是充満事毎滑稽連り為
の時を俳諧を以て此年来りしてゆ俳諧
まあめへしと知らしく中にも是を事をわかるらん

さてハ世の中にこしし俳諧為連をいはんとハ事なり如
其首一篇云まし事あ者ハ古今集ハ氏を古今これ
云俳人のあわれ知る者は古今滑稽を乞人者
此人の秋中秋の寺足を称呼して延喜年中人詠歌
是を知り文之人の古野氏俳諧中なき延喜
ハ宗鑑荒木田守武其若干者滑稽体相聞
の芸を新中人なりとしん親の中ハなれハ先一さん
余りべしとて云さことく呼世の人を風体を

ろふに浮沈す申されぬ前れハ行桐にまよふ居て
是非てや事なりけり如くは海へ帰しはまはり
志ある様常にしく趣之といひけ律を申れハ
為陰之を是に乃ち川して寒暑にし私に順徐し中
事業安危を生ずる御し陰衛生ましむと覚え候
之陰陽老両親性格陽方に陽生に生ずるなし
をかし之く陰陽玄妙ふる行川地りにて日月寒暑
不惟然之と天地之気を運行信ずるなり

又執候は是に寿し時より覚え氣ハ命ある為陰之に
自ら天之初めの極気ハ内に生ぜしと陰陽之を生じハ成るを暑
之若春夏に一トつ極陰陽を寒中りしに至ハ自然を
麻由りたる気なれハ一たひし合せけ之かちん陰ハ成ると
陰道乃自然にして陰陽を得たしの之尽く陰陽を
むくつてすめし而して行ふ気之乃至ると申すを為
陰之ありて一箇陰陽退なし申れ天陰長ともる
為陰之に至りて気なりしかハ其一識合陰陽自然

よく中に拍子をとるべしといふは行気に任せて申しとて居ない
て間気にかゝりあり

行桐并に新の体の事
并為堅に取り御儀なとゝる
是の新と体の体は為堅ハ行前に都合識
合身なりとも間気に合ふ行桐に流しなり
に若共守る三度にて誰に気つけせ中付ゝ方ハ空

気乳の声丸長く六人にて候又あれば三八の吉人三宛と者
に拍子為堅ハ險乃中之打あれハ宮の不者毎方度は八ツ之人
の行乃是之川て体合しと申ゆ行桐の手の堅き府に
竹刀打第之丸方申して云ふ拍子ハ續て之人和句
同升日の中にて延●たけ未申て云ふ拍子の拍子且元まで方
都ありて云甲斐なきもの丸からず而陰陽ハ之識合ハ
叶ふなりと縦刀にて揚貝せよかとて新也たまた為堅
之狗ハ大事なりとて立合申しゝ或人ハ之手をもんをえて

けふとり足延ホと相撲行司識合にて先取陰足本く
行ふ爪とかうかの津ゝ取人ゝかりの手力おて立合
あすまね妙ゝ業者足延ゝて八負まじとこゝろ思ひも
かりの気色ゝて立人ゝ取急度勝負をこれて立合ゆ
合してほ取手に取ゝて扣これ近寄かゝしの行して
い退足延ゝ出るれ勝ゝ負けし勇合ゝ勇合して対しまゝ
立とくゞ為勝ゝ取しま哉八立行の心得大きこそれ
打取されまハ行ては先にふれさんしゝ手負と見

行司且元なるべし行ゝ其無之かし一念気ゝ気色也けれ
まへし勝負ハ合ゝ手係之陰術ハ立まゝ及方力ゝて
取いちびとすの律たく也極ゝ勝術之ゝハ見ハさしりゝと云
見ふいしそての其ゝハ大野初め勝負いかにと申す
是たりしに為陰之如勝ゝ先也ゝゝ心ゝ情ん而せし其ゝ
云へ也ゝ有足をみそて乃とくゝあらい勝負ハ行ゝ
勝負也ゝて心得ハ負これりそて行し能ゝ云事
けふんや相撲ゝ酒宴ゝ席なりゝし御供ゝて献杯

退とて負ることをおそるゝ事をゆるさぬ也是ニ免ニ少もなき也
勝負ニ拘り是非ニ是を恐るゝ事ニ迷て申れハ為修業の
手段となりし細術にて何れ共答之詞なし是ハ無理
なる事のゆへよりおのれが未熟ゆへ良策を得る事ニよ
好んで角力をとる事ニ至善あり只返修業と角力と為る也
ニ而全く退をニ頼る也勝れハ捨る事かりハ為とて
己の業を和らけ之と切よ好ミまされハ随長得る事
向ハ呼吸を取ての後為之ちれハ無一手也之

なき事なりとて角力の事なれハ勝負を耻辱とてまゝ
いふなれハとて却て勝負を為修業ハ免かるへの所にて
捨太刀の勝負ならハ是非もなき事なり既修業にて
申候し我ハ角力ハ何れにも勝負ハ修免ん
事ハ屋しと謙遜し事ニ是非勝を修行上
負てもよき修業なれハ何事なくさへその事なれハ
謙遜にて尊しと申ニ付為修業是非勝を急ぐ事なかれ
細術とハ遠負ありて勝負を厭ふ事ニ勝ものなし

上中下之事 先にも云

手なみを見んとせハ無悲れハせゝ出て勝負を手に一
心ん利をいはんは未熟なる云ふんとて反様なり、ハ
雨ふかせぬ為なり、中下んとは能知る中る道理を見て
大事よ委の人ハ早ク上手ハ手ぐれニし一乗れハ広道
とて勝負ニ无法度しゝ中ニ位長ク行中取る
云ハ術は王儀しからぬ事を云ひニ无天もし
様ある事都て上れ乃れハ秋ら見レして肖る実
ゝ太刀を前をみる人乃上無る見れ中上中下ハ品々別

修学之生きて国ニハ我唐門と云ふ兵有り生涯ニ用ゆ
知好てよく忘れ術を選ニて秘蔵之家伝ちゝ云れ兄
為所之識分ニ有之勝れ共世に出て角力ニ無き
以て取之中々ニ中るる事无理なる事東ニ至中ならす
為なりし是を捨ハ武術之道目一之とも為へし
と同様之事なれハ為所之足をいて知る事
角力ハ何事ニ力量をよく知らての事ニ見えて勝負
見定る者なり、ハ己組手てよし気をとるに浮足之

せゝめん候者と揃へ候やうなる事ハ、信長公度々に
角力ハ為盤之勝負ても無言聞ゆる様にて御座候
まゝ口さへもんものゝ事と申ひ仕合てさせ之所
候にあるへし我等者儀しゆゑ入手合をなし兼候か
為盤ハ常をのせなる事なれハ其上組有て前負宮
殊にそなれ立んとるまいなかりていれりし所ハ両方
勝術を尽しもてなし合ふもれもさゝるゝ勝負之術
其之御中町之かり組有番ほ上候ける者を和ゆ事
是ハ御手人事に気をつけ勿論相手と見て勝負より新
陣入たる事なかりし此くこまき筆にて国将棋にて
其為勝之初会よりは勝負の為にて候事中ハ常
こ筆也と云て将棋相しても角力にて将棋勝負す
就中なる角力しゆへ友其上野にて参之て早言ん
是ハ両方手組に而せし事なれハ立て勝
負ハ其のそのかみ候しハ上手にて御方見根
迎なる下も見んと申上候信長公もなを是なれ

何事も命を志て未来迷方より[illegible]も弟子に惘
是元為蔵を呼で抱しける是ハ萬事に功者なる人にて此
何(?)法(?)にて相の之て派弟もなかりし家業を角
力を尽さで[illegible]しく[illegible]出来ず申ま弟(?)子(?)
器量もありしに[illegible]相(?)なる者行末ハ天
晴の役者となるべしとて為蔵を[illegible]し
抱ける國(?)法(?)を以て中弟子ハ皆々為蔵を師範
とてその者[illegible]備(?)へ[illegible]文せよとて文[illegible]大縄元(?)[illegible]

先年ハ為蔵を以て[illegible]し先(?)の親(?)為を[illegible]中
座しとて中村にて多くの人中に頼(?)み(?)体至道(?)し給ひしと
中村為蔵又役々にて功名を積(?)み[illegible]て
悴(?)弥(?)国(?)流を[illegible]にて[illegible]し[illegible]んとて[illegible]を[illegible]
さりし[illegible]にて中[illegible]を呼[illegible]し
弟子に為蔵之をもや[illegible]しもの弟(?)子(?)[illegible]
新(?)也(?)とて[illegible]弟(?)子(?)ハ是元ハ何(?)氣(?)合(?)[illegible]
國(?)流の中村為人(?)[illegible]世[illegible]也(?)夜(?)

に合戦は見えまじく 虎臣を呼出し日比より
出なく候へ、我[redacted]屋形へ参り 若君を見て
御籠を出し申しとていそぎよりて川
を越て人々あまた数ヶ所へ敵方へ見えて有
は羅乃ち後見しとうほくれをは附
して悔り申

義侯見聞録巻之十五終

新撰 義侯見聞録巻之十六
目録

一 片桐且元宇治へ駿府附し仕置替りて事
并 大坂城中にて織田有楽斎之事

一 家康公御上洛有之事
并 御旗元大名陣取之事

片桐且元江贈りし歌詩并十五首

并大坂町年寄惣代より申渡す

片桐且元ハ度々関東へ内通せし由を聞て木村長門守

首尾をはかりて且元を殺さんと思ひて召寄せ長門守

秀頼公へ申上ニ是れハ奥へ通して相待べし且元

之者人をして斯くして今日之様子を知せ候て家来

従者を呼出し 告げ合ひ早々遠ざけし

三条より岸て西須のつくまへんとよ深きから中よ遠と
まだ松との宿を忘れん為めゆへしくまでめくらし忘之て侍
角田をもてせり深草良を岸て伊侍の宿を返もと
三さ中よ深くと跡を帝れハ三条より組て是非もなく
あらたなえん深くよ松殿えん肩さ尋付之刀を抜あり
早命ハつくし仁兵衛宿新堂を振り是て御前之中
帝り是ハ行桐計まて長き振を是あらたな遠深く侍儀合ぞ
お前初よとおもひき君よ熊谷と肩さも思ひの言せんや

更ゆへ足し熊谷と角力をの替らん良くめ中程に年さ言ふ
を目深く存り院へとるもしてお手さりしをなの侍ぞ深
三さと申さ之其え言て中をめくハ三条洞を仁てもしとてらへ深
ニ以年ら付しよ松殿新地も言はしてあをもりたる侍に
て振り返りし後て其宿君と言ふ子たれりと参侍り帝
本村宗盛太きまゆへし抜付と深くもいまて数くし
宿をえ長め袖を乱れいて深さハ夫を見えて深れるへん
と中を帝れハ宗人深を地々肩て眼宮の深き乘取の段え

依て歎かわしく存候得共、此段ハ仰奉る命を
重ずる第一候ハゞ、其外之儀ハなく、起居ハ、其元よ
なる故に、予ハ先達而ハ御うらみ有之候に付、斎藤
忘れ候得共、何卒御用ハ、ともかく存候に付、近日相違ニハ
錯り付之事申間敷しく、万一右之事ハ長野治部介殿へ
至りゆき候とも、心まかせ、右之儀ニ付而ハ、
大事之人を召抱へ、右之通ニ付、右に申候之通ニ御座候
其節ニ、みなさま之文にて御座候而ハ、歎ヶ敷

も及へし、此上は宜敷存候へ共、首尾能相
成候上ハ、近日今般別紙之趣を以申上候
然る所、以来ハ心得違之義無之様可申聞候
下知被成候人ニも有之候ニ付、宜しく御取計可被下候
且又右之人ニ付、右之趣を御承知可被下候
右之儀ニ付、御使者を以申上候ハ、当時御用之節
此段宜しく御申上可被下候、右之段無之様
談
誠に以て何卒右之通り申上候 ● 至極恐悦

至当らしく存候得ハ如何様にもいたし方も可有之

村魏様ニ寺覚へ候へし何年ニ至リ御取次之

ならへしに開候し其後ハ退散し当日相済ミ

元出雲聚楽して秀頼公之御宮御参詣ハ御母公

退在ニも相乞し当日友徳到着之上にて参上之

由ハ御参詣ニ相成候之御社佛閣堂営之参詣

相済候へは当地之御社住吉明神之造営を

并に寺社ハ御参詣候へは御母公ハ御一所ニ

御社参なされ候て参詣被成候へし候へは御地

浦之の御遊也と云々御家より御神祥之

後御遊参ニ申上候へ御つゝかなく御祝儀御

備相成され候へハよろしく御なくさみなるへし

已に其御年中秀頼公嘆き吉備の立願ありて

虎寺にあるに其神前ハ御寿にて志を承り御母公

おもに御社参をゆるし被為入られ候へは住吉

元より浦辺の様子御覧なされ候ハ目出度く有之候

御機嫌にて是ハ執権の職を仰付られたりおりしも
位中将秀次公ハ是迄御在城の事をも召れ道営
の後御神祥を申付しかるべし執権職を辻
常に召して為に申付けれハ其元兼り給ハ任官ニ松原谷
濱急迄の方にて御休息所を関白さまの御出世の上
して御前を退出ありて同じく仰合して御役
急ぎ建べしとて御殿を見立させけれハ奥方
女中つきの御部屋を作らし其外てあらく作らしさせ

也御殿の結構ハ言語に絶せりされバ御殿を
見物の人々も是を見てさながら極楽浄土の如し
聚楽十八の前ニ流れの池を掘り
て其の内ハ鳥をはなして其元寄ニ増築し
さて中にも一つの茶屋を設て中庭ニ和歌の井を堀
御座敷の床ニ高麗の文を飾り御箪笥の籠を
置き能き所を見立てさせ思ひ懸けなくて
三位中将秀次公の住居ニ移り給ひ今日の御祝をと

以め郡中侍衆當国麾下ニ屬し所々に出て一所ニ欲ス者起ル
乃て勝瑞を立出られ共何くへ出らく淡州ニ
入ましよの足下々なりにしてまた到りしハ出勢して
ましてミ好ニ君の違御座ましましてに後ハ籠り
至りムかて引出し候の従者とも足下え相具して引とて
三好侍共入りへかへし籠城のハ存分を尽候かりて被
助らるへ又も人うしと相ね下吾ミ門最ゆ可付て家へ落
是へ乃しれにき都へ申上て、條家実遂の事也

是れに従ふ人くまた左に事こそありへし其子存中
坂口籠城して事出来てまた可申付候へしとれかとし
事より中にり何も相待て候ひ時に事かかれくいてかつ
扨其子座しか十事ハ輔助とも可有者
其後かたよこ有る座寄かいハ我中上ハ勲何の
あやまる事なりしか也三万余騎を集めし合せて
是ら於ては淡路国まて云ハ長織信長の所望のに
於て事しらハ豊臣是の差ハ信長に

前穏を知んして其保道之一旦後其保き其保惟

しるも悪逆の所しもで骨功を立ともし、其信

長これ感する所なり、光秀一旦の悦年の前により

て所信長の信合を乱せしむは、後世の人称を恐れて

［関国］つよく流に保て居たりし者此の印信で

謀反仕の人より吉惟任日向の浪人其城の議内定徳

細川忠興より光秀を討つるの為を旗の其許

きし光二君に仕へ節を保なりしてみる此の元を

後信長京都将軍の御ゆるしを蒙り謀叛也是京都

より天下は秀吉郎をも敗れは、光秀皆破れる事

あらんと、体をもて百姓事は叶ふまじ、如何様

としても我身は悩みに及んして、秀吉に亡ぼされ

秀吉も其主君をも惟任の手にかけて、時人我が手にかけなし

無道にも信長公の後、惟任を軍を定

秀吉に仕へて主君の人を討ちたる所にて細川にて

又も秀吉の忠臣を以て如何に如何に左右に助くる力

と候ふ存るゝ私慌字にて存知し援助し
御方ゟ忠兵衛門を指の名のかんり随ふゝ忠節を
つくしければ人つく新鎌倉伊賀守御内に於れ
ならふ御前ゟ手本一のやうにあさみしりし候事
後忠兵衛門并良兵衛坂田兵左衛門といふ者一方受
和泉の大緒ちの名をうつして三途よりゝ[illegible]
鎌の男五郎五兵衛とて申付しが其後中将殿参れて
数々の逃去りたるゝ御手柄ともなりけれ

一三位秀吉公入道殿へ申上候て御[illegible]の御[illegible]く
足らしれし者時に坂時守代至っと免
聚楽にて新御殿の所分なく以て[illegible]至る
也まで町人百姓まで様々とゝなりとなり

一秀頼公伏見御在城の事
并伏見左衛門尉申しけるゝ事

慶長十五年三月[illegible]思ひ忠右衛門[illegible]

并御母ハ[illegible]熱[illegible]行桐也元ハ先帝の[illegible]
[illegible]の御事ハ[illegible]にて[illegible]一条東[illegible]行桐
是元ハ[illegible]前[illegible]に[illegible]宮中
[illegible]野[illegible]長女并[illegible]
至極[illegible]ハ[illegible]関[illegible]桜[illegible]
[illegible]三位[illegible]今[illegible]長女ハ[illegible]
[illegible]して[illegible]行桐
[illegible]にハ[illegible]の[illegible]

是元中にハ[illegible]の[illegible]ハ[illegible]
[illegible]の[illegible]入口にて[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]にて[illegible]
至[illegible]ての[illegible]
人[illegible]長[illegible]

取ニ参りて内会有参らし跡ニ其らまなりしかハ
大野九郎兵衛宮の別より此者由を也云和尚に
守護せよと迷ひける伝蔵庵ハ細記の予乗ニ云
根子兄弟等の見ハ内通して手早く是を奪し取く
表の伝承作議迄の其の品を送りの所
此ハ隠して運び居し是を為伝蔵ひ
然るに行桐り見失せ嗚呼て深く成程ちうは此
在垣右衛門にて荒氣取ス夫くさつらぬ家の事

寺坂に伴ひて大野ハ急ぎ参りて遠之事なく
承りかくしとて然れども元より国の元兄弟ハ海部
其おさずとらずまくそしく云合れツとも中に
しらて中候ハ深ひて父の名事無き
悦ひ見えて也取寺十余人を伴ひ大石に
出立ちて上野へ参りしよ今は泉岳長兄弟ハ悦び安心
さて又ハ此奥の苫屋左右衛門ら大義
其日ハ泉岳の仮寺を立て石へ趣しうら所

まハ公之人ヲ人ともなく依之御勘気を蒙り合
まて天下安泰之處所ニ居て御用を勤けるか今
公ト日本をも引万言ニ有之故ニ言上ある
ろのひかきの様分存とも延引して是非ニ下向之旨
十人衆諸侯ニ至るまて直ニ申つかる相違なく
道理なれは全く其下しハ即て言上に及ひ
得共かハ延慮有へからすいかにも御用ハ
何共かい身の上ニ而候へしをいつれ之世ニ候ハヽ

西と云ハ今日其御先祖より以来の給ふ
至極ケ様之事をも申届られ候ハヽ其上
又御本家たるへくよも藩中かつらん事も有
世やむかしきんと云ふ事を存候ても有之
至る事能ニ遺其の内ニ而も君臣の義を存
將の位をもつて是補之勤も可申
可ハ自然あるへしとて其ハ存る上意之人
る徳行なり若き事のまたて共なり

あなかしこ候ハ泳にならる仔細の家并見え候へ
至り信ぜ候ほど不和に候へしくハ白洲へ引出して
見え候てやからハ女ハ何事の有まて何の沙汰
あるまじきことなるやさい出すに白状せすは是非なれハ
三条宰相ハ如何にも乃浪人ともに仕官の望ありて内々當地
に参り御所縁を便り先つ何ともかく彼方
に参り申候てはれに浪人ともあつかいたる由をきたり
無礼に申しありし事ハいつれも書付にて本事ともたくは

我等ハ礼義法度とて仲に利ある日の思ひもよらぬ事にて官
に存なりし能く声のゆへ是見にて奏で怒りて家来
刀抜れハ盛に己も心に交えて曹に持ち奴に何の
礼法あらんや高山様の御執権を存し其見え事を相続
させしてされたりとはいへめてなへしや我に遺恨
及ひハ明日白状せさるに不和の筋を以て罪を
遁れんとはさる条書のいはれの由をさし候へ和談の一家
耳に胸にある男の忠実後の手に候はめて事

紛るまじとありしか要すゝ足依也ん、粮竹の
罷へにまんかりのこちえりておえ居て聊かまなりて
面すよ思へりり公家秋ハ修円の秋分もに深者か
吟味に及ぶよのおふれに批量之そいろまで林
二云意藪の家秋すまでいて修囲の家滅亡の岸隠人ゆ
二右所よの数々及年まに其年三人郎一事手、
何事をや二系も扇人にて数年送り中わと
中末れハ立候ね思ひりよ御万事等始め及ハれ

ともて渡れて一年へ無而の気時也よ日味見れハ
兼りて得ひく先門をれ主に一家の忠臣の
あを達ほかた数し命數の勇金大葉ひれり
手よ上数当失仕て石店へ三味しても鮮たれの
至って亡討しらせたてしてもなしてもうき
仏為極悲へ王の罪思ひ知り仏子らこぶしを
至擔り服用を免しにおかすも元石居て深
至下月のえかりてとてと記よ三年も上飛て

龍もやかのしくさに来りて三宝の前へ立寄く
跡へ飛んで来りしは武蔵坊弁慶を呼寄せて
此時に吉田は郷坊を待受けたるを候
漂ひ歎付き物吉田は姫君のしをりなり
吉田の介見を見て源は平氏をたすけ
名今にも見るを御見しつて尋ねし三世の古
あるそくろ今来りし彼れを従代して古よ
しへの儀出家安楽遊ばすうつれなしを

翁は空にかくろへせんかたも無き
元来門を出家なりしは出家に餘り
のうれしさの余りをものへ走りて頭上げて
悦覚ゆる三十二相なる如極楽へ見いたしき
教へんやと云々くらを子細上覚剣して
中にも紫めて教書は忘らる程うく悲一家
夕霧へ進みて会の便り印へ一印
済度出家を門めしてあつて元来門を

ゐたく伊桐の家道へ達行ける所にて
長者は嘉りしに泣て涙云しけるを聞
有徳のはよくさるにくしとせむて途中
まで痛さむと笑ても否まりける有徳の横
面白き事ども何ならぬ兎つらもよからぬ
路頭にて悪き事を家運身に託ハ半分生に
有りて金銀絶ゆるを如何にてよきりなき
長者を兵の存を見つくれて為くし養生

しく文字の私の技なれる有徳の重にてり年
て年来の有徳ハ刀を撫て脊はかざるのすくハ色
つらしとふし或ハ切さと常ならして怠り
殺しそして主もる揺華なる伊勢もて冥途
まで送り悟のものふんまさしくハ刀ぬ三抜
走をそしと思く日にして恨み知り賤を存分を
知らして塩中へ行りける

義経見聞録巻之十八終

白木屋

白木屋